

作成日 2023/04/01

本SDSは「GHSに基づく化学品の危険性有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」(JIS Z 7253:2019)7.1全体構成に示される16の項目について記したものです。

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	フェイスバーG 脱色液
製品コード	05871
供給者の会社名称	島津ダイアグノスティクス株式会社
住所	東京都台東区上野3丁目24番6号 上野フロンティアタワー20階
担当部門	信頼性保証部
電話番号	03-5846-5613
FAX番号	03-5846-5619
電子メールアドレス	yakuji@sdc.shimadzu.co.jp
緊急連絡電話番号	03-5846-5613

### 2. 危険有害性の要約 化学品のGHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分2
健康有害性	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2B 皮膚感作性 区分1 発がん性 区分1A 生殖毒性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(中枢神経系 腎臓 血液系 肝臓) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(肝臓) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(血液系 中枢神経系) 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しないか分類できない。

### GHSラベル要素

#### 絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	H225 引火性の高い液体及び蒸気 H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ H320 眼刺激 H335 呼吸器への刺激のおそれ H336 眠気又はめまいのおそれ H350 発がんのおそれ H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ H371 肝臓、血液系、腎臓、中枢神経系の障害のおそれ H372 長期にわたる、又は反復ばく露による肝臓の障害 H373 長期にわたる、又は反復ばく露による血液系、中枢神経系の障害のおそれ

## 注意書き

### 安全対策

使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)  
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)  
熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)  
容器を密閉しておくこと。(P233)  
容器を接地しアースをとること。(P240)  
防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241)  
火花を発生させない工具を使用すること。(P242)  
静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)  
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)  
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。(P261)  
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)  
取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)  
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)  
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)  
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)

### 応急措置

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)  
皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹼で洗うこと。(P302+P352)  
皮膚又は髪に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水又はシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)  
吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)  
眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)  
ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311)  
ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)  
気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)  
気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)  
特別な処置が必要である。(P321)  
皮膚刺激又は発しん(疹)が生じた場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P333+P313)  
眼の刺激が続く場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P337+P313)  
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)  
火災の場合: 消火するために適切な消火剤を使用すること。(P370+P378)

### 保管

換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)  
換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)

廃棄 施錠して保管すること。(P405)  
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
ピクリン酸(2, 4, 6-トリ ニトロフェノール)	2.5%	C <sub>6</sub> H <sub>3</sub> N <sub>3</sub> O <sub>7</sub>	(3)-823	既存	88-89-1
エタノール	98%	CH <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> OH	(2)-202	既存	64-17-5

4. 応急措置

吸入した場合

吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合

皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

皮膚に付着した場合、多量の水と石鹼で洗うこと。

皮膚刺激又は発疹が生じた場合は、医師の診断、手当てを受けること。

特別な処置が必要である。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

眼に入った場合

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。

飲み込んだ場合、気分が悪いときは、医師に連絡すること。

ばく露又はばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤

周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。

粉じんが発生している時は乾燥砂を用いる。

使ってはならない消火剤

棒状水。

火災時の特有の危険有害性

燃焼ガスには、一酸化炭素などの有毒ガスが含まれるので、消火作業の際には、煙の吸入を避ける。

特有の消火方法

消火作業は、風上から行う。

周辺火災の場合に移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。

火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置

関係者以外は安全な場所に退去させる。

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスクなど)を着用する。

6. 漏出時の措置

<p>人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置</p>	<p>作業には、必ず保護具(手袋・眼鏡・マスクなど)を着用する。</p>								
<p>環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法 及び機材</p>	<p>多量の場合、人を安全な場所に退避させる。 必要に応じた換気を確保する。 漏出物を河川や下水に直接流してはいけない。 少量の場合、吸着剤(土・砂・ウエスなど)で吸着させ取り除いた後、残りをウエス、雑巾などでよく拭き取る。大量の水で洗い流す。</p>								
<p>二次災害の防止策</p>	<p>多量の場合、盛り土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてからドラムなどに回収する。 付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。 床に漏れた状態で放置すると、滑り易くスリップ事故の原因となるため注意する。 漏出物の上をむやみに歩かない。</p>								
<p>7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="504 741 639 770"> <p>技術的対策</p> </td> <td data-bbox="751 741 1342 1095"> <p>『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 容器を接地すること。アースをとること。 火花を発生させない工具を使用すること。 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1102 719 1131"> <p>安全取扱注意事項</p> </td> <td data-bbox="751 1102 1342 1420"> <p>この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 涼しい所に置くこと。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1426 687 1485"> <p>接触回避 安全な保管条件</p> </td> <td data-bbox="751 1426 1342 1554"> <p>『10. 安定性及び反応性』を参照。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 施錠して保管すること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。</p> </td> </tr> </table>	<p>技術的対策</p>	<p>『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 容器を接地すること。アースをとること。 火花を発生させない工具を使用すること。 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。</p>	<p>安全取扱注意事項</p>	<p>この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 涼しい所に置くこと。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。</p>	<p>接触回避 安全な保管条件</p>	<p>『10. 安定性及び反応性』を参照。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 施錠して保管すること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。</p>		
<p>技術的対策</p>	<p>『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 容器を接地すること。アースをとること。 火花を発生させない工具を使用すること。 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 蒸気またはヒュームやミストが発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。</p>								
<p>安全取扱注意事項</p>	<p>この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。 涼しい所に置くこと。 粉じん、煙、ガス、ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。</p>								
<p>接触回避 安全な保管条件</p>	<p>『10. 安定性及び反応性』を参照。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 施錠して保管すること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。</p>								
<p>8. ばく露防止及び保護措置 設備対策</p>	<p>蒸気、ヒューム、ミストまたは粉塵が発生する場合は、局所排気装置を設置する。 取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。 機器類は防爆構造とし、設備は静電気対策を実施する。</p>								
<p>保護具</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="504 1816 663 1843"> <p>呼吸用保護具</p> </td> <td data-bbox="751 1816 1342 1874"> <p>必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1881 639 1908"> <p>手の保護具</p> </td> <td data-bbox="751 1881 1038 1908"> <p>保護手袋を着用すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1915 711 1942"> <p>眼、顔面の保護具</p> </td> <td data-bbox="751 1915 1134 1942"> <p>保護眼鏡、保護面を着用すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="504 1948 719 1973"> <p>皮膚及び身体の保</p> </td> <td data-bbox="751 1948 1007 1973"> <p>保護衣を着用すること。</p> </td> </tr> </table>	<p>呼吸用保護具</p>	<p>必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。</p>	<p>手の保護具</p>	<p>保護手袋を着用すること。</p>	<p>眼、顔面の保護具</p>	<p>保護眼鏡、保護面を着用すること。</p>	<p>皮膚及び身体の保</p>	<p>保護衣を着用すること。</p>
<p>呼吸用保護具</p>	<p>必要に応じて、適切な呼吸器用保護具を着用すること。</p>								
<p>手の保護具</p>	<p>保護手袋を着用すること。</p>								
<p>眼、顔面の保護具</p>	<p>保護眼鏡、保護面を着用すること。</p>								
<p>皮膚及び身体の保</p>	<p>保護衣を着用すること。</p>								
<p>9. 物理的及び化学的性質</p>									

物理状態		液体
形状		液体
色		黄色
臭い		データなし
融点／凝固点		データなし
沸点又は初留点及び沸点		データなし
範囲		
可燃性		データなし
爆発下限界及び爆発上限	下限	データなし
界／可燃限界	上限	データなし
引火点		データなし
自然発火点		データなし
分解温度		データなし
pH		データなし
動粘性率		データなし
溶解度		データなし
n-オクタノール／水分配		データなし
係数		
蒸気圧		データなし
密度及び／又は相対密度		データなし
相対ガス密度		データなし
粒子特性		データなし
10. 安定性及び反応性		
反応性		情報なし
化学的安定性		情報なし
危険有害反応可能性		情報なし
避けるべき条件		情報なし
混触危険物質		情報なし
危険有害な分解生成物		情報なし
11. 有害性情報		
急性毒性	経口	急性毒性推定値が $8051.5297907\text{mg/kg}$ のため区分に該当しないとした。
	経皮	毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
	吸入	(気体) GHS定義による気体ではない。 (蒸気) 毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。 (粉じん・ミスト) データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性／皮膚刺激性		毒性未知成分を考慮濃度(0.1%)以上含有しているため、分類できないとした。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性		眼区分2Bの成分合計が100%のため、区分2Bとした。
呼吸器感作性		データ不足のため分類できない。
皮膚感作性		区分1の成分が2.484%のため、区分1とした。
生殖細胞変異原性		データ不足のため分類できない。
発がん性		区分1Aの成分が97.516%のため、区分1Aとした。
生殖毒性		(生殖毒性) 区分1Aの成分が97.516%のため、区分1Aとした。 (生殖毒性・授乳影響) データ不足のため分類できない。

特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分1(肝臓)の成分が2.484%のため、区分2(肝臓)とした。 区分1(血液系)の成分が2.484%のため、区分2(血液系)とした。 区分1(腎臓)の成分が2.484%のため、区分2(腎臓)とした。 区分1(中枢神経系)の成分が2.484%のため、区分2(中枢神経系)とした。 区分3(気道刺激性)の成分合計が100%のため、区分3(気道刺激性)とした。 区分3(麻酔作用)の成分合計が97.516%のため、区分3(麻酔作用)とした。												
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分1(血液系)の成分が2.484%のため、区分2(血液系)とした。 区分1(肝臓)の成分が97.516%のため、区分1(肝臓)とした。 区分2(中枢神経系)の成分が97.516%のため、区分2(中枢神経系)とした。 ※区分2(肝臓)は2.484%含まれる。 ※区分2(精巢)は2.484%含まれる。 動粘性率が不明のため、分類できないとした。												
誤えん有害性	動粘性率が不明のため、分類できないとした。												
12. 環境影響情報 水生環境有害性 短期(急性) 水生環境有害性 長期(慢性) 生態毒性 残留性・分解性 生体蓄積性 土壤中の移動性 オゾン層への有害性	(毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が2.484%のため、区分に該当しないとされた。 (毒性乗率 × 100 × 区分1)+(10 × 区分2)+区分3の成分合計が0%のため、区分に該当しないとされた。 データなし データなし データなし データなし データなし データ不足のため分類できない。												
13. 廃棄上の注意 残余廃棄物	各自治体の区分に従って廃棄するか、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和などの処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。												
汚染容器及び包装	内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に委託すること。 各自治体の区分に従って廃棄するか、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。												
14. 輸送上の注意 国際規制	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="501 1841 667 1870">海上規制情報</td> <td data-bbox="751 1841 971 1870">IMOの規定に従う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1877 584 1906">UN No.</td> <td data-bbox="751 1877 807 1906">1170</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1912 683 1942">Proper Shipping Class</td> <td data-bbox="751 1912 922 1942">エタノール溶液</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1948 564 1977">Packing Group</td> <td data-bbox="751 1948 767 1977">3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="501 1984 667 2013">Marine Pollutant</td> <td data-bbox="751 1984 775 2013">II</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="751 2020 911 2049">Not applicable</td> </tr> </table>	海上規制情報	IMOの規定に従う。	UN No.	1170	Proper Shipping Class	エタノール溶液	Packing Group	3	Marine Pollutant	II		Not applicable
海上規制情報	IMOの規定に従う。												
UN No.	1170												
Proper Shipping Class	エタノール溶液												
Packing Group	3												
Marine Pollutant	II												
	Not applicable												

	Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	Not applicable
国内規制	航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
	UN No.	1170
	Proper Shipping Class	エタノール溶液 3
	Packing Group	II
	陸上規制	消防法の規定に従う。
	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
	国連番号	1170
	品名	エタノール溶液
	クラス	3
	容器等級	II
緊急時応急措置指針番号	海洋汚染物質 MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当 非該当
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	1170
	品名	エタノール溶液
	クラス	3
	等級	II
	緊急時応急措置指針番号	127

15. 適用法令  
労働安全衛生法

変異原性が認められた既存化学物質(法第57条の5、労働基準局長通達)  
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)  
危険物・爆発性の物(施行令別表第1第1号)  
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

エタノール(政令番号:61)(90%以上)  
ピクリン酸(政令番号:450)(5%未満)

毒物及び劇物取締法  
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

非該当  
非該当

消防法  
水質汚濁防止法  
大気汚染防止法

第4類 引火性液体 アルコール類(水溶性)  
指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)  
揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)

海洋汚染防止法

油性混合物(施行規則第2条の2)  
有害液体物質(X類物質)・油性混合物(施行令別表第1第1号イ(81))  
有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

外国為替及び外国貿易法

輸出貿易管理令別表第1の1項

船舶安全法  
航空法

輸出貿易管理令別表第1の16の項  
引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)  
引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)

港則法	その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
特定有害廃棄物輸出入規制法(バーゼル法)	特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号)
下水道法	水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
化学兵器禁止法	有機化学物質(法第29条1、施行令第4条1)
16. その他の情報	
連絡先	島津ダイアグノスティクス株式会社 信頼性保証部 TEL:03-5846-5613 FAX:03-5846-5619 電子メールアドレス:yakuji@sdc.shimadzu.co.jp
その他	組成及び成分情報に記載している濃度又は濃度範囲は製造時の配合量を元に算出した一例であり、製品中の濃度を保証するものではありません。また、端数処理により合計値が100%とならない場合があります。  記載内容は日本国内で適用される法令に従い、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成していますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性に関しては、いかなる保証をなすものでもありません。  また、注意事項は通常の実施を対象としたものですので、特殊な取扱いの場合には、用途・用法に適した安全対策を実施の上でご使用ください。  当該製品に関する全般的な注意、使用上または取扱い上の注意あるいは廃棄上の注意等に関しては、ラベルや説明文書等をよく読んでからご使用ください。